

## ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金補助金交付要綱

### (通則)

第1条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金補助金（以下「補助金」という。）の交付については、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号。以下「法」という。）第16条第3項の規定に基づき、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日山梨県規則第25号。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が法第16条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（以下「基金」という。）の造成に必要な経費の一部について法第16条第3項の規定に基づき補助することにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は、機構が、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。）の処理（処分又は再生に限る。）に要する費用の軽減に充てるため、法第16条第1項の規定に基づく基金の造成を行う事業を交付の対象とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、機構の基金の造成に要する経費以内とし、予算の範囲内で知事の定めた額とする。

### (交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の各号による条件が付されるものとする。

- 一 基金の造成計画及び支出計画を策定し、知事に報告しなければならない。これを変更する場合にも同様とする。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

四 基金の造成及び基金からの支出実績について知事の要求があつときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

五 事業に係る収入及び基金の支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び基金の支出について証拠書類を整理しなければならない。また、当該帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

六 基金が解散した場合において、残余財産があるときは、県が機構に交付した基金の造成に必要な経費の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならない。

#### (申請手続)

第6条 この補助金の交付の申請は、第1号様式による申請書のほか、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 一 事業実施計画書
- 二 基金造成計画書
- 三 収入支出予算書又はこれに代わる書類
- 四 その他参考となる資料

#### (変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事業の変更により申請の内容を変更して追加交付(一部取消)申請を行う場合には、第2号様式による変更承認申請書により、前条に定める申請手続きに従い、速やかに行うものとする。

#### (実績報告)

第8条 この補助金の事業実績報告は、補助事業が完了した日、補助事業の中止又は、廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに第3号様式により次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 事業実績報告書
- 二 基金造成実績報告書
- 三 収入支出決算書又はこれに代わる書類
- 四 その他参考となる書類

#### (補助金の概算払)

第9条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、機構環に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする者は、第4号様式を知事に提出しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成14年3月13日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月21日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

(第1号様式)

第 一 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

独立行政法人環境再生保全機構  
理事長

平成 年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金補助金の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 事業実施計画書
3. 基金造成計画書
4. 添付書類
  - (1) 収入支出予算書抄本
  - (2) その他参考となる資料

(第1号様式の2)

事業実施計画書

< 事業名 >	< 事業内容 >



(第2号様式)

第 一 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

独立行政法人環境再生保全機構  
理事長

平成 年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 一 号で補助金交付の決定を受けた標記  
補助事業について、次のとおり事業計画を変更したいので申請します。

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(第3号様式)

第 一 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

独立行政法人環境再生保全機構  
理事長

平成 年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金補助金の  
事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1. 補 算 額 金 円
2. 事業実績報告書
3. 基金造成実績報告書
4. 添付書類
  - (1) 収入支出決算書抄本
  - (2) その他参考となる資料



(第3号様式の2)

## 事業実績報告書

< 事業名 >	< 実施した事業内容 >



(第4号様式)

第 一 号  
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

独立行政法人環境再生保全機構  
理事長

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年  
度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金補助金については、次のとおり概算払いの請  
求をいたします。

1 概算払請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 内訳

① 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

② 既概算交付額 \_\_\_\_\_ 円

③ 差引額 (①-②) \_\_\_\_\_ 円

④ 今回概算払請求額 \_\_\_\_\_ 円

3 概算払い請求の理由

4 口座振替

振替先銀行名 \_\_\_\_\_

預金種別 \_\_\_\_\_ 当座 ・ 普通 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

口座名 \_\_\_\_\_